



2020年3月6日

AGS 税理士法人
税理士・日米公認会計士 渡辺清弥
米国公認会計士 トーマスナイリン

タイ移転価格文書化の新規定について

タイ王国の移転価格税制はこれまで比較的緩やかな規定で、納税者に大きな負担を課すものではありませんでしたが、2018年11月にタイ歳入法典（Thai Revenue Code）に移転価格に関する新たな規定が追加されたことで、法令順守の必要性が高まりました。新たな移転価格税制の骨子として、1）移転価格文書の作成義務、2）法人税申告と同時に国外関連取引に係る「開示フォーム」の提出義務、3）これらに違反した場合のペナルティが創設されました。

1. 開始時期及び作成期限

新たな規定を含むタイの移転価格税制は2019年1月1日以降開始する事業年度より適用が開始されました。移転価格文書について、同時文書化義務（法人税申告期限までに作成）はないものの、タイの税務当局が提出要求後、最短で60日以内に移転価格文書の提出が求められます。移転価格文書の作成言語は英語でも可能ですが、タイ語への翻訳を求められる場合があります。また、開示フォームの提出ですが、法人税申告期限と同時となっております。

2. 対象となる法人及び取引

国外関連取引があるタイ現地法人が対象となりますが、**年間収入2億バーツ（約7億円）**以下の場合は移転価格文書及び開示フォームの作成義務が免除されます。

3. 移転価格文書

タイ歳入庁はBEPS行動計画13に規定されるマスターファイル（“MF”）及びローカルファイル（“LF”）については明記していませんが、タイ移転価格ガイドライン（Guidelines on the Determinations of Market Price : Departmental Instruction No. Paw 113/2545）において移転価格文書の記載事項を記載しており、概ねOECD移転価格ガイドラインに準拠した内容となっております。具体的には1）組織概要、2）事業計画及び業績予想、3）事業戦略、4）関連会社間取引の詳細、5）国外関連取引を実施している理由、6）価格設定方針、7）移転価格算定方法、8）その他の算定方法の除外理由、9）関連者との交渉条件、及び10）その他の有益な情報となります。実務的には、**OECD移転価格ガイドラインに準じたMF及びLFの作成**が求められています。

3. 開示フォーム

開示フォームは「付表」の形式で法人税申告書に添付する必要があります。法人税申告書は事業年度の終了日から 150 日以内に提出する必要があるため、暦年度会計を採用している企業の場合は、対象事業年度の翌年 5 月末までに法人税申告書と同時に付表の形式で提出する必要があります。開示フォームには、日本の法人税申告書に添付する別表 17[4] に記載されるような関連会社間取引（棚卸資産取引、役務提供取引、無形資産取引）の詳細が要求されています。具体的には、以下の項目について記載がもとめられています：

関連会社の概要

- タイ国内企業の法人名及び法人税番号
- タイ国外企業の法人名及び本店所在国
- 各関連者との関連取引の有無

関連会社間取引の詳細

- 関連会社間取引を実施している企業の名称
- 営業収益に係る取引金額、その他の収益、原材料及び商品の購入金額、固定資産（土地、建物、機器）の購入金額、その他の費用（細目として使用料、技術指導料、コミッション料等）及び事業年度の終了日におけるグループ間の融資残額

その他申告する内容

- 連結収入金額
- 事業再編の有無（有の場合には当該再編による収益、売上原価、売上高総利益の増減）
- 無形資産の移転

4. ペナルティ

移転価格文書又は開示フォームが税務調査官の要求に応じて提出できない場合には **200,000 バーツ（約 70 万円）** を上限にペナルティが科せられることになっています。

以上